

旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用事業に関する 基本協定の締結について

1 概要

公募型プロポーザル方式により事業者選定を行った旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用事業（以下「本事業」という。）について、区及び整備・運営事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するため、契約交渉順位第1位の候補事業者である学校法人順天堂（代表事業者）、清水建設株式会社及びUDS株式会社と令和2年3月31日付けで基本協定を締結した。

2 基本協定の内容

(1) 実施業務・事業

ア 計画立案業務

計画立案事業者は、基本協定締結後、旧元町小学校の整備と元町公園との一体的活用に係る事業計画を立案する。

イ 旧元町小学校の敷地活用整備事業（西側・北側）

- ・ 設計・施工事業者は、活用敷地において、既存建物の一部（西側・北側校舎）の除却及び埋蔵文化財調査を実施する。
- ・ 区は、代表事業者と借地契約を締結し、代表事業者に対して活用敷地に事業用定期借地権を設定する。
- ・ 代表事業者は、区と譲渡契約を締結し、活用施設を建設した上で、当該活用施設のうち公共機能に供する部分を区に譲渡する。
- ・ 維持管理事業者は、活用敷地及び活用施設のうち共用部分の維持管理を行う。

ウ 旧元町小学校の建物一部保全整備事業（東側）

- ・ 設計・施工事業者は、既存建物の一部（東側校舎）の耐震性能を調査の上、区と協議し、適切な改修手法による保全整備を行う。
- ・ 保全施設は区が所有し、維持管理事業者は、保全敷地及び保全施設のうち共用部分の維持管理を行う。

エ 附帯事業

代表事業者及び保全施設活用事業者は、活用敷地及び保全施設の一部を借り受け、事業期間にわたって民間機能の運営を行う。

(2) 整備・運営事業者の業務分担

ア	計画立案業務	学校法人順天堂及びUDS株式会社
イ	設計・施工業務	清水建設株式会社
ウ	建物譲渡業務	学校法人順天堂
エ	維持管理業務	学校法人順天堂
オ	附帯事業	学校法人順天堂

(3) その他

ア	業務の是正要求
イ	法令変更等又は不可抗力の考え方
ウ	協定・契約の終了
エ	契約の解除等
オ	契約終了時の事務

3 今後のスケジュール（予定）

基本・実施設計	令和2年7月～令和3年2月
既存建物一部除却・建設工事	令和3年度～令和5年度
施設開設	令和6年4月